

Press Release

岐阜労働局発表 平成26年12月19日(金)

【担当】

岐阜労働局 労働基準部 健康安全課

課 長 松原 川史

健康安全主任 酒井 崇

電 話 058-245-8103

特定自主検査業者に対する業務停止命令の行政処分について

岐阜労働局(局長 佐々木秀一)は、平成26年12月15日、労働安全衛生法に基づく登録検査業者である有限会社一木自動車(代表取締役 一木孝広)の特定自主検査業務について、労働安全衛生法違反の事実があったため、下記のとおり、6月間の特定自主検査業務の停止を命ずる行政処分を行った。

記

1 行政処分対象者

名称 有限会社一木自動車

代表者職氏名 代表取締役 一木孝広

所在地 岐阜県高山市下岡本町 968 - 1

登録番号 岐第30号

特定自主検査を行うことができる機械等の種類

フォークリフト

2 処分の内容

平成 26 年 12 月 15 日から平成 27 年 6 月 14 日までの間、労働安全衛生法に基づき登録を受けた特定自主検査業務を停止すること。

3 処分を行った日 平成 26 年 12 月 15 日

4 根拠となる法令条項

労働安全衛生法第54条の4、労働安全衛生法第54条の6第2項第2号

5 処分の原因となった事実

平成 22 年 9 月 29 日と平成 21 年 7 月 31 日に特定自主検査をした 2 台のフォークリフトについて、検査を行う資格を有しない者にこれを行わせたこと。

関 連 条 文

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

(検査業者)

第 54 条の3 検査業者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、 厚生労働省又は都道府県労働局に備える検査業者名簿に、氏名又は名称、住所その他 厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(第2項から第5項まで 略)

第54条の4 検査業者は、他人の求めに応じて特定自主検査を行うときは、厚生労働省令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。

第54条の6

(第1項 略)

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(第1号 略)

二 第54条の4の規定に違反したとき。

(第3号 略)